

健生ナーサリー

施設の所在地 愛知県名古屋市緑区神沢二丁目 1409 番地
事業開始年月日 平成 29 年 4 月 3 日
設置者・管理者 有限会社健生メディカルコーポレーション
代表取締役 竹中敬一郎
施設長(保育責任者) 高木暁子

提供する保育サービス

◇開所時間

◎月曜日～金曜日 午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分

◎土曜日 午前 7 時 30 分 ～ 午後 6 時 30 分

(延長保育についてはニーズがある場合のみ午後 6 時 31 分～午後 7 時 31 分。午後 7 時 31 分以降は応相談)

◇定員

19 名 (0 歳児 8 名 1 歳児 7 名 2 歳児以上 4 名 *変更あり) **うち地域枠は定員の 50%以内**

※ 自社枠 2 名、17 名分を共同利用枠および地域枠で利用。

◇保育内容・保育料金

◎月ぎめ預かり

0 歳児	1～2 歳児	3 歳児	4 歳児 以上
37,100 円	37,000 円	26,600 円	23,100 円
※ 無償化対象者は 0 円	※ 無償化対象者は 0 円	※ 無償化対象者は 0 円	※ 無償化対象者は 0 円

◎延長保育料金 (30 分単位) 300 円 ～ 400 円

※利用料金はお子さまの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問合せください。

※上記の料金のほか、別途食事代 3 歳児以上 (主食費 1,000 円・副食費 4500 円)、寝具一式貸費 (1,500 円)、オムツ廃棄代 (0 歳児 750 円、1・2 歳児 250 円)、講師料 (英語・運動) 2,500 円等がかかります。

◇保育従事者の配置 (うち保育士は半数以上)

0 歳児 概ね子ども 3 人に保育士 1 人以

1 歳と 2 歳児 概ね 6 人につき保育士 1 人以上

3 歳児 概ね 20 人につき 1 人以上

4 歳・5 歳児 概ね 30 人に 1 人以上

※当施設は通常、上記の基準を踏まえて利用児童数により次のような保育従事者を配置しています。

19 名利用の場合 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分 10 名 (保育士 10 名 その他 0 名)

*利用児童数に応じて必要保育従事者数プラス 1 名以上を配置します。

施設の概要

◇建物の構造 2 階建 木造 1 階部分の 100 m²

◇主な設備

保育スペース 7.93 m²

ほふくスペース (ゲート区分) 23.10 m²

乳児スペース (ゲート区分) 26.40 m²

事務室 10.77 m² 調理室 11.60 m² 病児保育室 7.87 m²

その他 (トイレ・沐浴等) 23.93 m²

園庭 95.22 m²

当施設は、児童福祉法第 35 条の認可を受けていない保育施設 (認可外保育施設) として、同法第 59 条の 2 に基づき、設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 名古屋市 (子ども青少年局保育部保育運営課) TEL : 052-972-3972

保 険 に 関 して

◇東京海上日動火災保険株式会社

保険種類		保険目的	補償内容	
火災保険		名古屋市緑区神沢2丁目 1409番地	建物火災	8400万円
			建物地震	2520万円
賠償責任保険	施設賠償	名古屋市緑区神沢2丁目 1409番地	対人・対物共通	1名 1億円
				1事故 1億円
	生産物賠償	弁当（給食）	対人	1名 1億円
				1事故 3億円 保険期間中 3億円
対物（保管物）			1事故 500万円 保険期間中 500万円	
傷害保険		園児全員	死亡・後遺症	1000万円
			入院	1000円
			通院	3000円

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター

災害の種類	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃による疾病 ・負傷による疾病	●医療保険並の療養に関する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は自己負担額（所得区分により限度額が異なる）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 4,000万円～82万円 （通学中の災害は2,000万円～44万円）	
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の災害は1,500万円）	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 （通学中の災害は1,500万円）
		運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 （通学中の災害も同額）

提 携 医 療 機 関

小児科：神沢クリニック	052-877-6647	〒458-0014 名古屋市緑区神沢1-2007
院長：鈴木真砂先生	9:00～12:00/16:00～18:30 木：16時～18時(PMのみ) 土：9時～12時(AMのみ)	
歯科：いわみ歯科クリニック	052-875-0418	〒458-0015 名古屋市緑区篠の風2丁目421-1
院長：岩味 潤先生	9:30～13:00/15:00～19:30 土：14:00～19:30 木・日：休診	
外科：篠の風クリニック	052-879-3330	〒458-0015 名古屋市緑区篠の風2丁目424-1
院長：池田修平先生	9:00～12:00/16:00～18:30 木・土：9:00～12:00(AMのみ)	

◇提携内容：健康診断・歯科検診および緊急時の対応

緊急時における対応方法

◇関係機関の連絡先

名古屋市役所 子ども青年局保育部	052-972-4646 FAX:052-972-4116	〒460-8508 名古屋市中区三の丸1番1号
緑区役所徳重支所 民生子ども課	052-875-2213 FAX:052-875-2215	〒458-0852 名古屋市緑区元徳重一丁目401番地
名古屋市児童福祉センター (名古屋市中央児童相談所)	052-757-6111	〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4丁目の6
名古屋市東部児童相談所	052-899-4630 FAX:896-4717	〒458-0858 名古屋市鳴海字小森48番地の5
緑消防署(総務課)	052-896-0119	
緑警察署	052-621-0110	
緑保健所 生活環境課 食品獣疫課→ 保健予防課→	FAX:052-891-5110 052-891-3632 052-891-3631	〒458-0033 名古屋市緑区相原郷1丁目715

◇保護者との連絡方法

自宅電話番号・携帯電話番号・職場(所属部署)電話番号を控え、連絡方法を各園児・保護者ごとに個別に取り決めている。

◇緊急時の対応マニュアル

厚生労働省の指導に基づく個別事例ごとの対応マニュアルを保管。

非常災害対策

◇関係機関の連絡先

上記「緊急時における対応方法」と同。

◇避難訓練の実施状況

毎月初めに避難訓練・防災訓練を実施し、その都度、計画書・報告書を作成し、評価反省を行う。

◇避難場所

一時避難場所：園庭(避難経路図に従って避難)

広域避難場所：名古屋市立神沢中学校(徒歩で避難。先頭及び最後尾に職員を配置)

◇避難方法

落下物・倒壊物に留意しながら徒歩で避難誘導する。

先頭及び最後尾に職員を配置する。

虐待防止に関して

◇研修実施状況

名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課等の主催する研修に参加し、施設内研修にて全職員に対してフィードバック・伝達を行なう。

◇虐待防止マニュアルの作成

厚生労働省発行のマニュアルを保管して職員で情報共有し、早期発見・防止に努めている。

その他

・設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたことはない。

苦情解決の仕組み（健生ナーサリー）

当園の利用者が安心して、適切な児童福祉サービスを利用し、そのサービスに納得、満足できるよう、経営者及び客観性が確保できる第三者（名古屋市社会福祉協議会 以下市社協とする）による、適切な苦情解決体制の仕組みは下記の通り。

第1段階

各事業者は【苦情受付担当者】【苦情解決責任者】を整備し、適切な苦情解決に努めます。（社会福祉法第82条）

第2段階

各事業者は、利用者の立場や特性に配慮し、客観性を確保するため、【第三者委員】（市社協委託契約）を整備し、適切な苦情解決に努めます。

第3段階

当事者の話し合いでは解決できない場合、各都道府県に1箇所整備されている【運営適正化委員会】に申し出ることができます。（社会福祉法第83条）

ひとくちメモ

【運営適正化委員会】では虐待や不法行為のおそれがあると認められる場合は、都道府県知事（事業認可者）に速やかに通知することとなっています。

【苦情解決の仕組み図】

